

○国土交通省告示第二百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月十五日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道176号改築工事（名塩道路1工区・兵庫県西宮市塩瀬町名塩字辻堂ノ奥地内から同市名塩新町地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 兵庫県西宮市名塩一丁目、塩瀬町名塩字辻堂ノ奥、字辻堂、字土林上及び字土林並びに名塩新町地内
- 2 使用の部分 兵庫県西宮市名塩一丁目、塩瀬町名塩字辻堂ノ奥、字土林上及び字土林地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県西宮市塩瀬町名塩字ヤケリ地内から同市名塩新町地内までの延長1.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道176号改築工事（名塩道路1工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道176号（以下「本路線」という。）は、宮津市を起点とし、福知山市、丹波市、三田市、西宮市、豊中市等を経て大阪市に至る延長約178kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、阪神北部地域と阪神都市圏とを結び、物流等の通過交通を担うとともに、地域住民の生活道路としても利用されているが、自動車交通量が多いにもかかわらず2車線の道路であることから、慢性的な交通混雑が発生している。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は22,482台/日であり、混雑度は2.09となっている。

また、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が存在するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年3月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するものとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、現道の交通混雑の緩和を図ることを

主な目的とし、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和60年2月5日に都市計画決定され、平成5年1月5日に変更決定された都市計画と、のり面、自転車歩行車道等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生しているほか、線形不良区間等があることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、西宮市長を会長とする一般国道176号整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。